

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：労働節前に実施された人民元貸出基準金利引き上げ

労働節を控えた4月27日、木曜日の夜に、“意表について”人民元貸出金利引き上げが発表され、翌日実施された。

意表をついたというのは、①人民元切り上げ要請が強い中での利上げは人民元買い要因となる、②中国主要銀行のIPOを目前に控えている、という状況に加えて、③現在の中国では金利と銀行貸し出しの相関が低く利上げの景気引き締め効果は小さいと見られていたためだ。このため、金融、市場関係者のコンセンサスは、利上げでなく、より効果の高い窓口規制や預金準備率の引き上げを、労働節明けに行うのではないかというものであった。

尤も労働節前というタイミングに警戒感を抱いていた金融関係者もいた。2004年のこの時期、景気過熱が本格化する中で、一部中国系銀行の貸出しが新規のみならず更改も中止されるとの噂が流れ大変な混乱をきたしたことが思い出されるからだ。しかし、今回はインフレ率の落ち着きに見られるように2004年程には景気は過熱していないとの判断も共有されていたように思われる。また、2004年の際も、経済効果の低い金利引き上げは、様々な行政指導的引き締め策の後、最後の仕上げとして10月に実施されているのである。

それではなぜ労働節前だったのか？今回の利上げの効果に関する内外の分析をみると、「アナウンスメント効果」を強調するものが多い。2004年と異なり、今回は先に金利を上げて引き締めに対する政府の強い意志を示すというものだ。また、貸出金利を上げて銀行貸出しを抑制する一方、預金金利をそのままにして消費の拡大を図り、人民元買いを押さえるというきめ細かい配慮もある。

人々の期待に反し意表をつくことは、このアナウンスメント効果を一層高める意味で有効である。2005年7月の人民元切り上げも当時の市場のコンセンサス、為替制度の見直しはあるが切り上げは「ない」を覆し、また、実施時期も市場の噂より少しだけ早かった。このため、少しの切り上げで大きな効果を生んだ。しかもこうした市場的施策は、今回の利上げに対する評価のとおり欧米市場で大変受けがよい。市場メカニズムの有効性が限定される経済環境下にあって中国の金融政策は実に洗練されているといえないだろうか。

人民元預金・貸出金利の推移

	93年 7月	95年 1月	95年 7月	96年 5月	96年 8月	97年 10月	98年 3月	98年 7月	98年 12月	99年 6月	02年 2月	04年 10月	06年 4月28日
預金金利(単位: %、年利ベース)													
普通預金	3.15	3.15	3.15	2.97	1.98	1.71	1.71	1.44	1.44	0.99	0.72	0.72	0.72
定期預金													
3か月	6.66	6.66	6.66	4.88	3.33	2.88	2.88	2.79	2.79	1.98	1.71	1.71	1.71
6か月	9.00	9.00	9.00	7.20	5.40	4.14	4.14	3.96	3.33	2.16	1.89	2.07	2.07
1年	10.98	10.98	10.98	9.18	7.47	5.67	5.22	4.77	3.78	2.25	1.98	2.25	2.25
2年	11.70	11.70	11.70	9.90	7.92	5.94	5.58	4.86	3.96	2.43	2.25	2.70	2.70
3年	12.24	12.24	12.24	10.80	8.28	6.21	6.21	4.95	4.14	2.70	2.52	3.24	3.24
5年	13.86	13.86	13.86	12.06	9.00	6.66	6.66	5.22	4.50	2.88	2.79	3.60	3.60
短期貸出(単位: %、年利ベース)													
6ヶ月以内	9.00	9.00	10.98	9.72	9.18	7.65	7.02	6.57	6.12	5.58	5.04	5.22	5.40
6ヶ月～1年 (含:1年)	10.98	10.98	12.06	10.98	10.08	8.64	7.92	6.93	6.39	5.85	5.31	5.58	5.85
中長期貸出(単位: %、年利ベース)													
1年～3年 (含:3年)	12.24	12.96	13.50	13.14	10.98	9.36	9.00	7.11	6.66	5.94	5.49	5.76	6.03
3年～5年 (含:5年)	13.86	14.58	15.12	14.94	11.70	9.90	9.72	7.65	7.20	6.03	5.58	5.85	6.12
5年超	14.76	14.76	15.30	15.12	12.42	10.53	10.35	8.01	7.56	6.21	5.76	6.12	6.39

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●国際収支「双子の黒字」今年も続く

国家外貨管理局は4月28日、「2005年度中国国際収支報告」を発表した。昨年の特徴としては、経常収支の大幅な黒字拡大、資本・金融収支の黒字減少（内、証券投資、その他投資は赤字転）、外準の大幅増加の現象が認められる。なお、本年も経常収支と資本・金融収支の「双子の黒字」が続く見通し。また、今後は経済成長方式の転換、内需拡大、為替レートと金利の調整手段を活用した国際収支の均衡維持に注力するとの方針を示した。

「2005 年度中国国際収支」 単位: 百万米ドル

項目	収支	輸出	輸入
経常収支	160,818	903,582	742,763
貿易・サービス収支	124,798	836,888	712,090
所得収支	10,635	38,959	28,324
経常移転	25,385	27,735	2,349
資本・金融収支	62,964	418,956	355,992
資本収支	4,102	4,155	53
金融収支	58,862	414,801	355,939
直接投資	67,821	86,071	18,250
証券投資	▲4,933	21,997	26,930
その他	▲4,026	306,732	310,758
外貨準備高	▲207,016	1,929	208,945
誤差脱漏	▲16,766	0	16,766

2. 産業

●鉄鋼・セメント・電解アルミの3業界 供給過剰懸念

国家発展改革委員会の関係者は4月25日、マスコミに対して、鉄鋼、セメント、電解アルミの各業界に内在する供給過剰問題を指摘し、投資過熱対策を徹底する方針を明らかにした。業種別の収益状況を見ると、鉄鋼では2006年1～3月の利益が前年同期比57.1%減、赤字企業数が前年同期比1.3倍増となった。セメントでは2005年度の利益が前年比38.7%減、赤字企業数は全体の35.9%に上る。電解アルミは価格上昇を受け、一旦中止となったプロジェクトの再開、新規プロジェクトの着工により供給過剰が顕在化し、2005年度の赤字額は前年比110%と増加し、13.1億元に上った。なお、上記3業界に対しては2004年にも過剰な投資を抑制する為、同様の措置が執られている。

●フランチャイズ(特許)経営企業 昨年末で2,320社

調査機関の調べによると、2005年末時点の中国におけるフランチャイズ企業は2,320社に達し、加盟店舗は16.8万店となった。また、中国チェーン店経営協会の会長によると、フランチャイズ産業の最近の傾向は、①初期の急速拡張から穏健発展段階に入る、②統一の店舗内装、広告宣伝等によるブランドイメージと企業文化の確立を目指す動きが顕著という。但し、趨勢としてフランチャイズ店に比べ直営店展開のスピードが速くなっているとも指摘している。

3. 貿易・投資

●「企業所得税納税申告表」新フォーム 7月から実施

国家税務総局は新たに「企業所得税納税申告表(試行)」を公布、2006年5月1日から6月30日迄の試行期間を経て、7月1日より全国統一実施の予定。新「申告表」は税務機関や納税人の意見を聴取した上で、現行フォームを改善したもの。2ヶ月の試行期間を設け、この間に税務機関と納税人の新「申告表」の内容、コンセプト等に対する理解を深めることにより、今回の改訂の実効性を高めることを狙う。なお、新「申告表」では、益金、損金の計上基準等についても新たに明確に規定している。

●新規株式公開基準の厳格化

中国证券监督管理委员会(証監会)は4月28日に「新規株式公開発行及び上場の管理弁法(意見徵求稿)」を公布、5月14日まで証監会への意見提出を受け付ける。主な内容は、発行人の資産、業務、人員、財務管理等での大株主からの独立性要求、発行人の財務指標の向上(上場直近3年連続で純利益計上、3年間の累計純利益3,000万元以上等)、関連者取引に関する規制強化等、6分野に互い調整を行うもの。なお、今回の新規上場基準の実施で、昨年5月以降停止されている国内株式市場での新株発行が解禁されるとの見方もある。但し、当該管理弁法の実施時期は未定。

4. 金融・為替

●銀行間人民元為替スワップ取引解禁

中国外為取引センターは4月24日、銀行間の人民元為替スワップ取引を解禁した。これを受けて、同日、中国輸出入銀行と中国銀行との間で初の取引が成約された。人民元為替スワップは人民元と外貨との直物と先物の為替取引を同時に行う取引で、今回の銀行間取引の解禁は人民元の為替先物レート形成の改善に繋がり、人民元デリバティブ商品の発展にも重要な役割を果たすこととなる。なお、現在、銀行間為替スワップ取引の免許を有する銀行は、地場では工商銀行、建設銀行、外銀では弊行を始めシティバンク、ドイツ銀行等54行となっている。

●商業銀行の不良債権 引続き減少傾向

先頃、中国銀行業監督管理委員(銀監会)から発表された統計データに拠ると、国内商業銀行の不良債権比率は、昨年初めに一桁台に低下し、本年第1四半期には年初より更に0.6ポイント低い8.0%に達し、不良債権残高と不良債権比率の減少傾向が持続している。但し、銀監会の責任者は、本年の動向について、産業構造の調整と過剰生産能力の抑制が必至であるため、不良債権の削減に当っては新たな挑戦に直面することになると指摘。この為、引き続き、不良債権残高・比率の削減を目標に掲げ、その監督管理を進化させ徹底しなければならないとしている。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社

国際事業本部 海外アドバイザリー事業部

池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006 年 4 月に公布・施行または公表された法令の中から、商業関係の規則をご紹介します。

法令・政策措置	概 要
[規則] ●「商務部の小売企業等級区分評定試験活動に関する通知」(商改発 [2006] 166 号、2006 年 4 月 4 日発布・実施) ●「商務部弁公庁の『小売業者・納入業者公正取引管理弁法(審議用送付稿)』並びに『小売業者販促行為管理弁法(審議用送付稿)』の意見請求に関する書簡(商弁法函 [2006] 35 号、2006 年 3 月 17 日送付)	2006 年から 5 年をかけて商務部の主導で小売企業の等級評定を行うことを通知したもの。2006 年は百貨店の等級評定を実施。 前者は小売業者と納入業者の取引方法に関する規則、後者は小売業者の販促行為に関する規則で、いずれも関係部門に意見を求めるために送付した草稿。

●商務部による小売企業の格付が開始

本誌 4 月 19 日号で概略を紹介したが、今年は百貨店の等級評定が行われる。一定の基準に適合する百貨店に対して「基準到達模範店(企業)」(原文は「達標示範店(企業)」の称号が授与され、さらに金、銀、銅の 3 クラスに区分される。前者の基準を「分等規範」、後者の基準を「定級規範」という。それぞれの概要は、次のとおり。

百貨店分等規範(試行)

項 目	説 明
1. サービス (1) 商品サービス (2) 販売サービス (3) 情報サービス (4) 価格 (5) キャンペーン	品質合格証、保証書、説明書があることなど 4 項目。 消費者の権益保護、領収書の発行、苦情受付窓口の設置など 8 項目。 商品、キャンペーン、価格などの情報提供の 1 項目。 適正な価格シールの使用、値引きの理由・値引き前の価格の表示など 3 項目。 安全の確保など 2 項目。
2. 環境 (6) 経営環境 (7) 重点施設 (8) 機能別区域 (9) 商品陳列 (10) 衛生環境	営業面積 6 千平米以上、清潔で明るく、換気が良好、標識図掲示など 3 項目。 休憩用椅子、トイレ、空調設備、エレベータの適正配置など 3 項目。 販売区域、管理区域、サービス区域の区分管理の 1 項目。 商品別の陳列、明瞭な表示など 1 項目。 定期的消毒・清掃など 2 項目。
3. 誠実・信用 (11) 消費者満足度 (12) 納入業者・取引業者満足度 (13) 従業員満足度 (14) 部門認可 (15) 知的財産権保護	苦情対応満足度 80% 以上など 2 項目。 サービス、支払い、キャンペーンなどの満足度 60% 以上の 1 項目。 福利、権益保護などの満足度 70% 以上の 1 項目。 2 年以内に監督部門の違法記録がなく、銀行の信用格付が 3B 以上の 1 項目。 国の関係法律・法規を遵守していることの 1 項目。
4. 安全 (16) 消防 (17) 治安	売り場に消防組織があること、定期的に消防訓練を行っていることなど 2 項目。 保安制度を確立していること、突発事故の応急策があることなど 4 項目。

注：①「基準到達店(企業)」の条件は、上記の全ての項目に適合すること。

②火災、重大な商品品質事件、重大な価格詐欺事件、重大な環境保護事故、死傷事故が発生した場合、当年の評価は否認される。

百貨店定級規範（試行）

一級指標	二級指標	説 明
1. 経営規模 5%	1. 営業面積 100%	1 万 5 千平米以上 100 点、1 万～1 万 5 千平米 80 点、6 千～1 万 平米 60 点
2. 財 務 指 標 10%	2. 年売上高 40% 3. 売上高利益率 30% 4. 販売費用率 30%	10 億円以上 100 点、5 億～10 億円 80 点、5 億円未満 60 点 5%以上 100 点、3～5%80 点、3%未満 60 点 4%未満 100 点、4～6%80 点、6～9%60 点
3. 商品構造 5%	5. ブランド商品 100%	海外・国内ブランド商品の割合が 90%以上 100 点、80～90%80 点、80%未満 60 点
4. 経 営 環 境 15%	6. 空気流量 15% 7. 休憩場所 15% 8. レジ 15% 9. トイレ 35% 10. サービス・カウンター 20%	20 立米/時間以上 100 点、15～20 立米/時間 80 点、15 立米/時間 60 点 70 平米以上 100 点、50～70 平米 80 点、50 平米未満 60 点 クレジット・カード使用可 100 点、不可 0 非接触・無障害実現 100 点、どちらかのみ 60 点 手話・英語対応可 100 点、英語対応可 80 点
5. 経 営 管 理 15%	11. 系列認証 35% 12. 弁償・返品制度 20% 13. 制度化管理 25% 14. 発展計画 20%	ISO9000 取得 100 点、未取得 0 事前弁償承諾・自由返品を制度化 100 点、未実施 0 機構設置が科学的・合理的で各種制度が健全・有効 100 点、未 達 0 明確な年度営業計画・人事計画有り 100 点、無し 0
6. サ ー ビ ス 20%	15. 付帯サービス 60% 16. 情報サービス 40%	5 種類以上のサービス提供可 100 点、3 種類以上可 80 点、1 種類 以上可 60 点 消費者に最新商品情報、商品価格変動情報、特売情報を 適時 に提供 100 点、未実施 0
7. 誠実・信用 20%	17. 消費者満足度 50% 18. 納入業者満足度 20% 19. 従業員満足度 30%	実際の満足度比率を記録 同上 同上
8. 企業文化 5%	20. 従業員訓練 30% 21. 経営層訓練 20% 22. 組織機構 25% 23. 集団組織化 25%	全従業員が訓練を受けている場合を 100 点とし、実際の比率で 記録 3 回以上訓練を受けている場合 100 点、1 回以上 50 点 組織機構が健全 100 点、未達 0 企業文化がはっきりした集団の組織化を持続的・安定的に実施 100 点、未実施 0
9. 情報化 5%	24. 内部管理 35% 25. 物流情報システム構築 40% 26. 電子商取引 25%	社内 LAN を構築済か構築中で、売り場と取引業者の管理を数値 化し、かつ情報システムを完備 100 点、未達 0 自社物流配送センター（配送管理と顧客管理のシステムを構築 済）か 3PL による配送を実施 100 点、未実施 0 実施 100 点、未実施 0

注：上記の一級指標と二級指標の%はそれぞれの比重を表す。得点の算出方法は、各項目の得点に 二級指標の比重と一級指標の比重を掛けて合計する。

●商業取引に関する発の規則が制定へ

4 月中旬に、商務部が起草した上記表中の 2 弁法が公開された。いずれも関係部門に対して意見を求める最終稿で、遠からず正式発布になるものと思われる。小売業者と納入業者の公正取引についての規則と、小売業者の販促活動についての規則で、中央レベルの専門規則としては初めてで、極めて興味深い。紙幅の関係で、その内容については次号（5 月 17 日号）で詳しく紹介する。

以上

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.04.24	8.0170	8.0146~8.0183	8.0150	-0.0020	6.9200	0.1075	1.0336	0.0011	9.9150	0.1150	1.7696	1,479.00	-6.95
2006.04.25	8.0146	8.0115~8.0146	8.0140	-0.0010	6.9950	0.0750	1.0333	-0.0003	9.9200	0.0050	1.8110	1,468.55	-10.45
2006.04.26	8.0195	8.0175~8.0198	8.0183	0.0043	6.9670	-0.0280	1.0339	0.0006	9.9550	0.0350	1.8700	1,487.35	18.80
2006.04.27	8.0180	8.0160~8.0210	8.0161	-0.0022	6.9900	0.0230	1.0330	-0.0009	9.9790	0.0240	1.9458	1,486.65	-0.70
2006.04.28	8.0142	8.0123~8.0149	8.0140	-0.0021	7.0200	0.0300	1.0331	0.0001	10.0960	0.1170	2.1103	1,511.71	25.06

トピックス

【4月24日】

- G7は共同声明で「特に中国など巨額の経常黒字を持つ新興経済国においては、必要な調整のため一段の為替柔軟性が望まれる」とし、且つ同時に発表された特別声明では「アジアの新興国、とりわけ中国では国内需要の振興や、輸出が主導する成長戦略への依存の低下、金融セクターの強化に向けた措置と同時に、必要な上昇を実現するため一段の為替相場の柔軟性が不可欠」とした。
- 周小川 中銀総裁は22日、政府が改革を進めることに伴い、人民元の上昇ペースはもっと迅速になる可能性があるとした一方、今後も緩やかに改革を進めるという基本方針は変わらないとの見解を示した。また、世界経済を監視する国際通貨基金(IMF)の役割を強化する方針を歓迎しながらも、それが各国の為替管理手法を妨げてはならないとの見解を示した。
- バートン国際通貨基金(IMF)アジア太平洋局長は23日、米ドルが下落した際に人民元の連動安を防ぐため、中国当局は人民元の柔軟性を拡大すべきであるとの見解を示した。
- 中国証券報によると、中国の国家外為管理局(SAFE)は、短期の対外債務の増大を抑制する方針であると報じた。

【4月26日】

- 銀行業監督管理委員会(CBRC)は25日、広東省当局に対し、金融機関への外資出資制限に関する規則変更を認めない方針を示したことを明らかにした。
- Zhang Tao中銀調査局副局長は、同国が信用の伸びを抑制するために一連の措置を講じる可能性があるとの見解を示した。

【4月27日】

- 中銀は、1年物貸出金利を5.58%から5.85%に引き上げると発表した。金利の引き上げは2004年10月以来。1年物預金金利は2.25%に据え置いた。
- 中銀は、銀行の融資管理を強化する方針を示した。1年半ぶりの金利引き上げに伴う最初の措置となる。
- バーナンキFRB議長は、議会証言で「中国が外国為替制度の柔軟性向上において、より多くの対策を実施することが可能であり、実施していくべきであることは確実。通貨柔軟性を高めることが中国の利益になるという点は強調するに値し、米国が米中協議において、米財務省を中心に中国に働きかけてきたことだ」「世界通商システムでの新興勢力の一つとして、中国は米国と同様に、世界が安定する中で恩恵を得ている。中国が貿易黒字を削減し、内需に焦点を当て、通貨柔軟性を向上させることによって、世界の安定度は高まる。これらすべての理由から、中国は今後も行動すべきと考えている」と述べた。
- 周小川 中銀総裁は、実施した利上げについて、やや過熱気味となっている経済の微調整が目的であるとの見解を示した。また、預金金利を据え置いたことについて、インフレが低水準にとどまっていることや、消費の拡大を望んでいることが背景にあるとした。

【4月28日】

- 易綱 中銀総裁補佐は、前日発表した貸出金利の引き上げに続くさらなる引き締め措置をとるかどうかは、今後の景気動向次第になるとの認識を示した。
- 中銀は、国内金融機関の流動性管理を支援するため、新たなメカニズムの導入を計画していることを明らかにした。計画では、銀行は中銀に対して証券を担保として提出することが可能になり、過剰な準備預金を積んでおく必要がなくなる。(5月8日実施予定)
- 商務部対外貿易局当局者は28日、2005年に過去最高の1020億米ドルとなった貿易黒字額が、2006年は800億米ドルに縮小しそうであるとの見通しを示した。

【5月4日】

- 財政部は「グローバルインバランスに関しては関心を持っており、徐々に改善していくであろう」「経済の均衡を保つ為、国内需要を高める為の努力を行っている」「人民元を急激に変動させることはできない」とした。

RMB レビュー&アウトLOOK

- 1米ドル8.0170円で寄り付いた人民元は前週に引続き弱含み推移となり、27日には週間安値8.0210元を付けた。しかし、週末には8.0140元まで値を戻して越週している。週末のG7の共同声明で、中国は名指しで為替相場の柔軟性を高めるよう銘記されたが、周小川中銀総裁は人民元の上昇ペースを早める可能性に触れたものの、引続き緩やかで安定的な改革を強調している。一方、景気過熱抑制に向け、中銀は27日に貸出規制金利の引き上げを発表した。また、銀行の融資管理についても強化を図る予定であり、今後の引き締め方針を明確にしている。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されています。